

愛知県動物愛護管理推進計画

平成 2 0 年
愛 知 県

目 次

○ 策定の趣旨	1
○ 基本的な方針	3
○ 対象動物	3
○ 計画期間	3
○ 計画の見直し	3
○ 推進体制	4
○ 各自治体の主な事務	4

視点Ⅰ 飼い主の責務の徹底

アクション1 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底	5
アクション2 所有者明示（個体識別）措置の推進	7
アクション3 犬の放し飼い禁止の徹底	9
アクション4 犬・ねこ等の終生飼養・不妊去勢措置の徹底 （引取り数減少に向けての取組）	11
アクション5 周辺環境への迷惑防止の徹底	14
アクション6 特定動物の適正飼養の徹底	15

視点Ⅱ 動物取扱業者の責務の徹底

アクション1 動物取扱業者の登録及び無登録業者の摘発	18
アクション2 動物取扱業者に対する監視指導の実施	19
アクション3 動物取扱責任者に対する研修会の実施	20
アクション4 動物取扱優良業者の表彰制度の創設	21

視点Ⅲ 関係機関等との協働

アクション1 市町村における取組への支援	22
アクション2 地元獣医師会等との連携	23
アクション3 動物取扱業関係団体との連携	24
アクション4 動物愛護団体との連携	25
アクション5 動物愛護推進員制度の創設・動物愛護推進協議会の設置	26

視点Ⅳ 県民の動物に対する理解の促進

アクション1 所有者のいないねこ問題への取組	27
アクション2 集合住宅等における動物の飼養管理マニュアルの作成	29

視点Ⅴ 動物と行う社会活動の推進

アクション1	動物ふれあい教室の実施	30
アクション2	小中学校における普及啓発の推進	31
アクション3	動物愛護週間行事の実施	32
アクション4	動物介在活動等への支援	33

視点Ⅵ 危機管理対応

アクション1	狂犬病発生時における対応	34
アクション2	動物由来感染症に対する取組	35
アクション3	災害発生時における対応	36

視点Ⅶ 実験動物及び産業動物に対する取組

アクション1	実験動物取扱施設に対する確認指導の実施	38
アクション2	産業動物飼養施設に対する確認指導の実施	39

資料

1	用語説明	40
2	連絡先一覧	45

○ 策定の趣旨

近年、社会の少子高齢化や核家族化が進む中で、犬、ねこ等の家庭動物等に対し家族の一員として心のやすらぎや生きがいを求める傾向が強くなっています。

また、動物の飼養による子供の情操教育に対する効果が期待されるなど、家庭動物等の役割はますます重要になってきています。

愛知県内で飼養されている家庭動物等の正確な数は把握していませんが、狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数を見ても、この10年間で約30%増加しています。

また、本県は、犬の登録頭数が全国第一位であることから、多くのご家庭で動物が飼養されていると思われます。

県及び県内自治体では、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動物愛護管理条例」という。）等に基づいて、犬の登録、狂犬病予防注射の実施、犬の放し飼いの禁止等について周知するとともに、放浪犬の捕獲を実施し、狂犬病の発生防止及び犬による危害防止に努めています。

また、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）及び動物愛護管理条例に基づき、犬・ねこの終生飼養や不妊去勢措置の推進など動物の適正飼養指導、引き取った犬・ねこの新しい家族さがし、犬のしつけ方教室、動物愛護週間における啓発事業などの動物愛護業務を推進しています。

さらに、ペットショップなど動物取扱業の登録や監視指導、サルやヘビなどの特定動物の飼養・保管許可など動物の適正な取扱いを推進しています。

しかしながら、相変わらず、一部の飼い主の不適切な管理による住民間のトラブルや犬によるこう傷事故、一部の動物取扱業者の不適切な管理による販売後のトラブルなどが発生しています。

また、危機管理対応の一環として、万が一国内で狂犬病が発生した場合や地震等災害時における被災動物対策など緊急時における迅速かつ的確な対応が求められています。

このような中、平成17年6月に動物愛護管理法が改正（平成18年6月施行）され、都道府県ごとに動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（動物愛護管理推進計画）を策定することとされました。

そこで、今回の法改正を受け、地元獣医師会、関係団体及び学識経験者並びに県民の皆様から広く意見を聴取した上で、本県における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画として愛知県動物愛護管理推進計画を策定し、公表することとしました。

動物愛護管理業務については、動物愛護管理法に基づき県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市がそれぞれ独自に実施していますが、本計画は県内全域における動物愛護管理に関する施策を推進するための計画として定めました。

今後は、この計画に基づき、各自治体と連携しながら人と動物とが共生できるより良い社会の実現を目指して各施策に取り組んでいきます。

なお、地域の状況に応じたきめ細かな施策を展開していくため、県内の各自治体ごとに本計画に沿った動物愛護管理推進計画の策定に努めることとしております。

★ **動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号) 抜粋**

第六条 都道府県は、**基本指針(※)**に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画(以下「動物愛護管理推進計画」という。)を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)に関する事項
- 五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

※ **基本指針(平成18年環境省告示第140号)**

環境大臣が定めた、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

○ 基本的な方針

人と動物とが共生できるより良い社会を実現するためには、飼い主及び関係事業者がそれぞれの責務を果たすことが大切であり、行政は関係団体と連携して両者の責務が果たされるよう啓発、助言、指導していく責務を担っています。

また、動物愛護管理に関する課題の多くは地域に密着したものであり、問題の解決に当たっては、地域住民の方々の理解と協力が不可欠です。

本計画は、以下に掲げる7つの取組の視点を掲げ、各視点に基づく施策を実施することにより、飼い主、関係事業者及び行政の三者の責務が果たされるよう、また、県民の皆様は動物愛護管理について理解していただけるよう策定したものです。

7つの取組の視点

- 視点Ⅰ 飼い主の責務の徹底
- 視点Ⅱ 動物取扱業者の責務の徹底
- 視点Ⅲ 関係機関等との協働
- 視点Ⅳ 県民の動物に対する理解の促進
- 視点Ⅴ 動物と行う社会活動の推進
- 視点Ⅵ 危機管理対応
- 視点Ⅶ 実験動物及び産業動物に対する取組

○ 対象動物

動物愛護管理法に定める愛護動物

※ 人の占有の有無に係らない全ての牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる。

その他人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの。

○ 計画期間

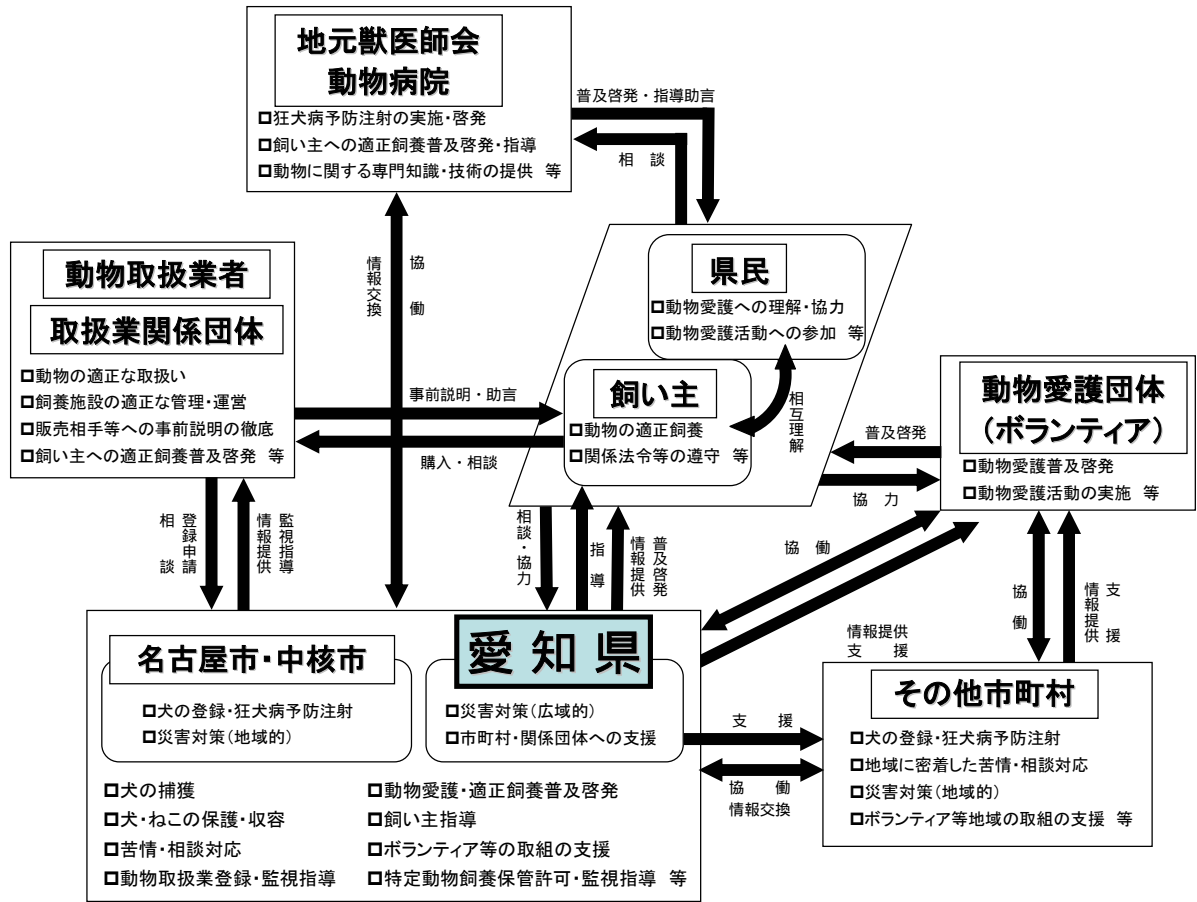
平成20年4月1日から平成30年3月31日まで（10年間）

○ 計画の見直し

この計画については、毎年進捗状況を確認・評価し、5年後を目処に見直しを図ります。

なお、計画の見直しに当たっては、県民の皆様から広く意見を聴取します。

推進体制



○ 各自治体の主な事務

根拠法令	業務内容	愛知県	名古屋市	中核市			その他市町村
				豊橋市	岡崎市	豊田市	
狂犬病予防法	犬の登録事務	◆	○	○	○	○	○
	犬の狂犬病予防注射事務	◆	○	○	○	○	○
	犬の捕獲・返還事務	○	○	○	○	○	
動物愛護管理法	犬・ねこの引取り事務	○	○	○	○	○	
	負傷動物収容事務	○	○	○	○	○	
	動物取扱業登録・監視指導事務	○	○		☆		
	特定動物飼養保管許可・監視指導事務	○	○	☆	☆	☆	

◆ 普及啓発を実施

☆ 愛知県事務処理特例条例により権限移譲

視点Ⅰ 飼い主の責務の徹底

動物を飼養するためには、一定のルールを守ることが大切です。

飼い主自らの責務として、関係法令を遵守し、動物の習性や疾病予防など適正飼養に関する知識を習得することが必要です。

動物の飼い主に対し、ルールを守るよう広く啓発するとともに、動物の適正飼養に関する正しい知識を普及していきます。

なお、ルールを守らない場合は、狂犬病予防法、動物愛護管理法及び動物愛護管理条例に基づき行政指導又は告発等を実施し厳正に対処していきます。

アクション1 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底

○現状・課題

人と動物が共生するためには、まず、第一に動物が人に危害を及ぼさないようにすることが大切です。

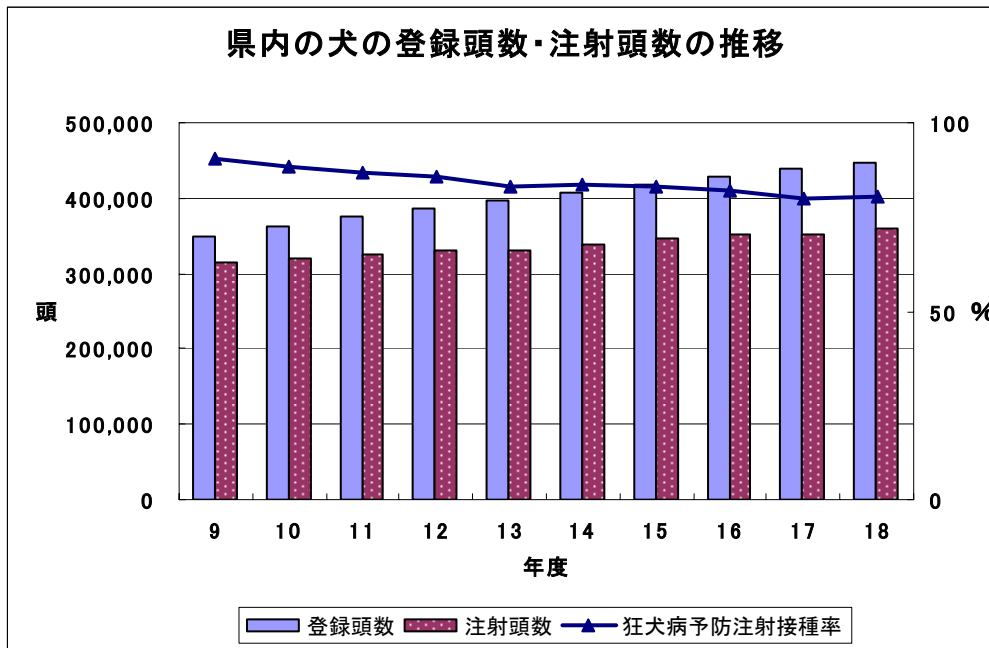
動物が人に与える危害の中で、最も注意しなければならないものの一つとして狂犬病があります。

狂犬病は、ひとたび発症するとその治療法はなく、ほぼ100%死亡する大変恐ろしい病気です。国内では、狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病の予防注射の徹底や、放浪犬の捕獲などの実施により、動物の狂犬病は昭和32年以降50年近く発生していませんが、現在でも世界各地で発生しています。

特に近隣の中国や韓国などでは毎年狂犬病により多数の死者が出ており、国際化が進展した今日、狂犬病が国内に侵入し、いつ発生してもおかしくない状況となっています。

県内の狂犬病予防注射の接種率（注射頭数／登録頭数）の推移をみると、平成9年度は90.4%でしたが10年後の平成18年度には80.4%に低下しています。また、ペットフード工業会の発表によると、未登録の犬が相当数存在すると思われることから、実際の接種率は80%を更に下回っていると考えられます。

このまま接種率が低下していけば、万が一狂犬病が県内に侵入した場合、爆発的流行が起こることも否定できません。



○今後の方針

国内での狂犬病の発生やまん延を防止するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射の実施について広く啓発し、無登録犬の一扫を図り、狂犬病予防注射の接種率の向上に努めます。

また、正確な登録頭数を把握するため、登録内容が変更又は飼い犬が死亡した場合の市町村への届出について啓発していきます。

なお、県内の多くの市町村においては飼養者の便宜を図るため、動物病院においても狂犬病予防法に基づく犬の登録及び鑑札、注射済票の交付ができるよう委託しており、登録、注射の実施率向上に有効であることから、引き続き獣医師会等と連携し推進していきます。

○具体的取組

- ・ホームページや広報紙による啓発
- ・啓発資材の配布や情報提供による市町村広報に対する支援
- ・動物病院、ペットショップ等飼い主が利用する施設における啓発の促進
- ・動物病院における犬の登録事務及び鑑札、注射済票交付事務の推進
- ・動物取扱業者に対する犬の登録・狂犬病予防注射の実施の指導
- ・違反者に対する行政指導、行政処分又は告発等

取組内容	年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発 ・市町村の広報支援 ・違反者に対する指導等 		→					
<ul style="list-style-type: none"> ・動物病院・ペットショップ等における啓発 		← 調整		普及啓発 →			

アクション2 所有者明示（個体識別）措置の推進

○現状・課題

犬については狂犬病予防法に基づく登録と鑑札の装着、特定動物については動物愛護管理法に基づくマイクロチップ等による個体識別措置が義務付けられています。

また、動物愛護管理法において、全ての動物について、動物の所有者を明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならないとされており、これを受けて、環境省からその方法について基準が示されています。

しかしながら、所有者明示措置の実施は、動物の飼い主において一般化しておらず、自治体に収容される迷子動物のほとんどは、名札等の所有者明示措置がなされていないことから、飼い主を探し出すことが困難となっています。

また、大地震等の災害発生時には、動物が飼い主と離れ離れになってしまうことも多く、災害発生時に行方不明になった動物を探し出すためにも、所有者明示措置は大変重要です。

所有者明示措置は、このような迷子発生の防止だけでなく、所有者の責任の所在を明確にすることにより所有者の飼い主としての自覚を促し、ひいては動物の遺棄防止にもつながるものです。

○今後の方針

動物の飼い主に対して、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、迷子発生の防止を図るとともに、動物の遺棄を未然に防止するため、所有者明示措置の意義、役割等について周知啓発を実施していきます。

なお、平成19年3月に、狂犬病予防法施行規則の一部が改正され、犬の鑑札及び注射済票の装着のための便宜を図るため、小型犬も装着可能な大きさとするとともに、一定の条件を満たした場合には、市町村長が独自の型を定めることができるようになったことから、鑑札及び注射済票のデザイン等の変更について、他県の状況等を調査し県内各市町村に情報提供するなどして鑑札及び注射済票の装着の向上方法について検討していきます。

○具体的取組

- ・市町村と連携した犬の登録と鑑札の装着等の周知徹底
- ・ホームページや広報紙による啓発
- ・動物病院、ペットショップ等飼い主が利用する施設における啓発の促進
- ・市町村等との連携による装着率向上を目指した鑑札・注射済票のデザイン等の変更の検討
- ・違反者に対する行政指導、行政処分又は告発等

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
取組内容 ・市町村との連携 ・普及啓発 ・違反者に対する指導等	→					
・動物病院・ペットショップ等における啓発	← 調整 →		普及啓発 →			

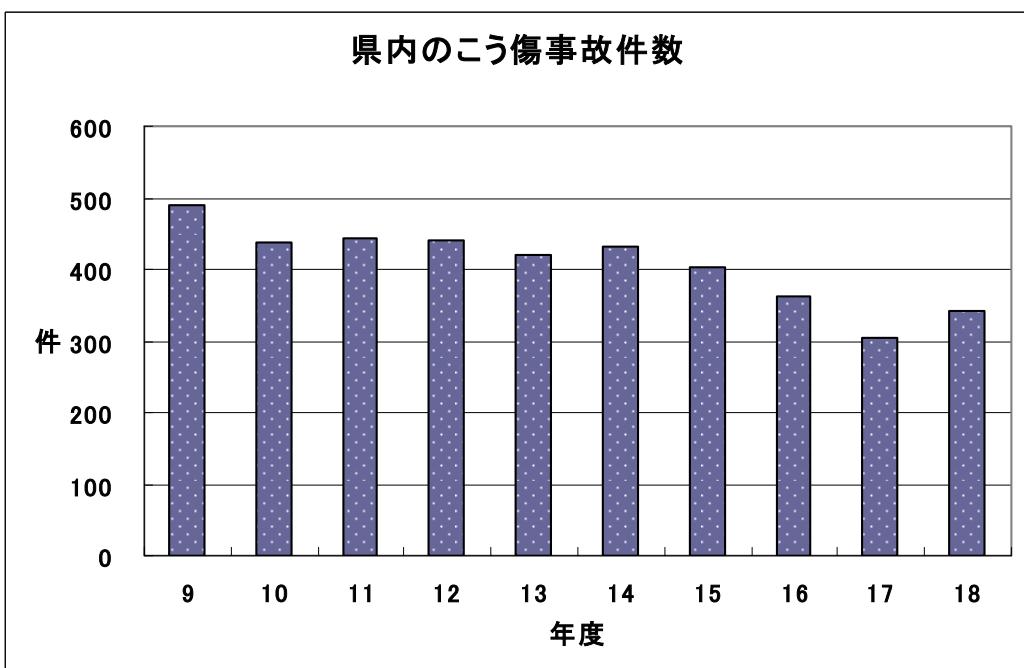
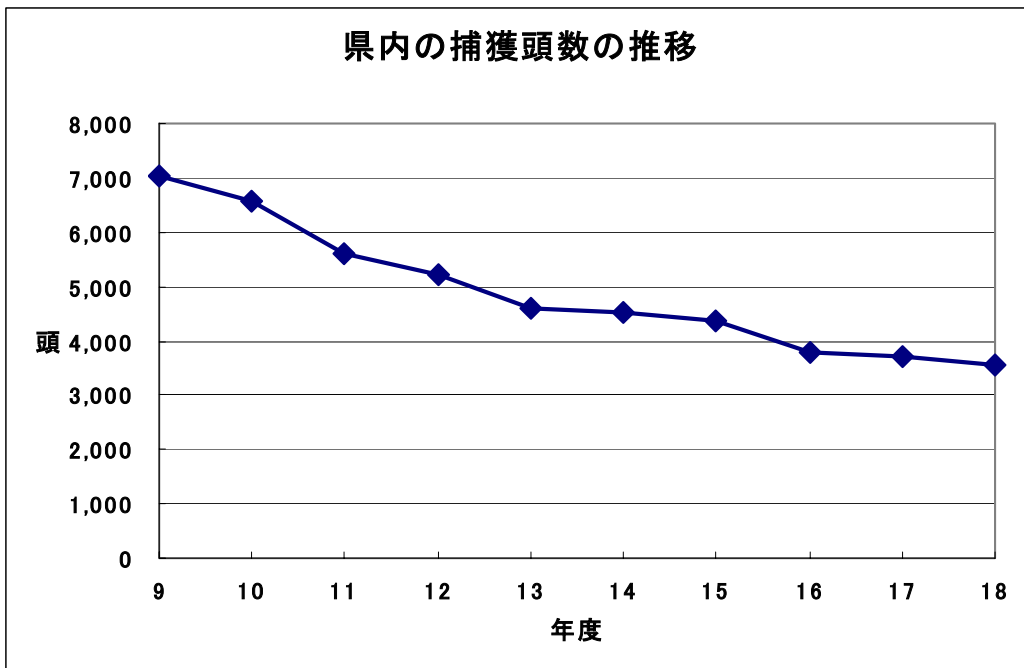
アクション3 犬の放し飼い禁止の徹底

○現状・課題

飼い犬については、動物愛護管理条例で放し飼いが原則禁止されています。

県内における過去10年間の放浪犬の捕獲頭数の推移をみると、平成9年度の7,031頭から平成18年度の3,545頭へと半減していますが、捕獲した犬のうち毎年1,000頭前後が飼い主に返還されており、犬の放し飼い等の苦情も毎年寄せられています。

また、犬によるこう傷事故については、毎年300～400件発生しており、その半数近くが逃走中や放し飼いの犬によるものです。



○今後の方針

犬の飼い主に対し、犬の放し飼いの禁止について広く啓発していきます。
特に捕獲犬の返還時においては、再発防止の徹底について強く指導します。

なお、放し飼いを何度も繰り返す悪質な飼い主に対しては、措置命令を行うなど厳正に対処します。

また、放れている犬については、動物愛護管理条例に基づき捕獲に努めます。

○具体的取組

- ・ ホームページや広報紙による啓発
- ・ 動物病院、ペットショップ等飼い主が利用する施設における啓発の促進
- ・ 放し飼い犬等の苦情相談
- ・ 放し飼い犬等の捕獲
- ・ 捕獲犬の返還時における徹底指導
- ・ 違反者に対する行政指導、行政処分又は告発等

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25 以降～
取組内容						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発 ・ 放し飼い犬等の苦情相談、捕獲 ・ 違反者に対する指導等 	→					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物病院・ペットショップ等における啓発 	← 施設との調整 →		普及啓発 →			

アクション4 犬・ねこ等の終生飼養・不妊去勢措置の徹底 (引取り数減少に向けての取組)

○現状・課題

感染症の予防注射を始めとした動物医療の発展やペットフードの普及など飼養環境の改善により、犬やねこの平均寿命は随分延びてきており、10年以上生きることにもめずらしくはありません。

動物を飼い始めるにあたり、飼い主やその家族のライフスタイルの変化、飼養や治療に要する費用などを十分に考慮しないと、途中で飼養を投げ出すことにもなりかねません。

また、適正に管理することができる動物の数には限度があることから、不用意な繁殖は結果として不幸な動物を生み出すことにもなりかねません。

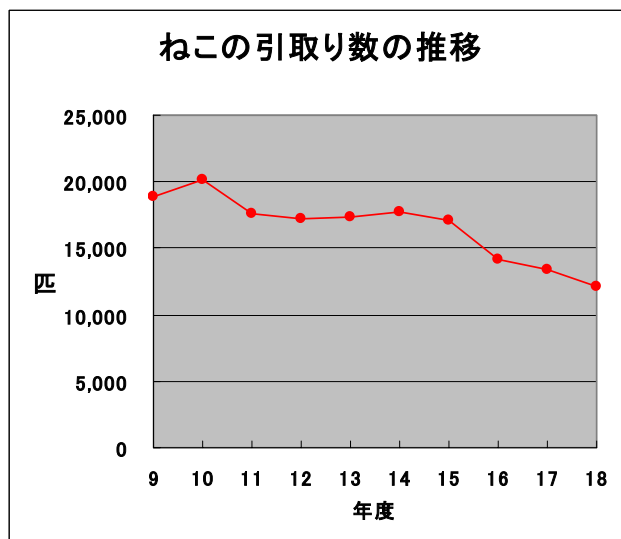
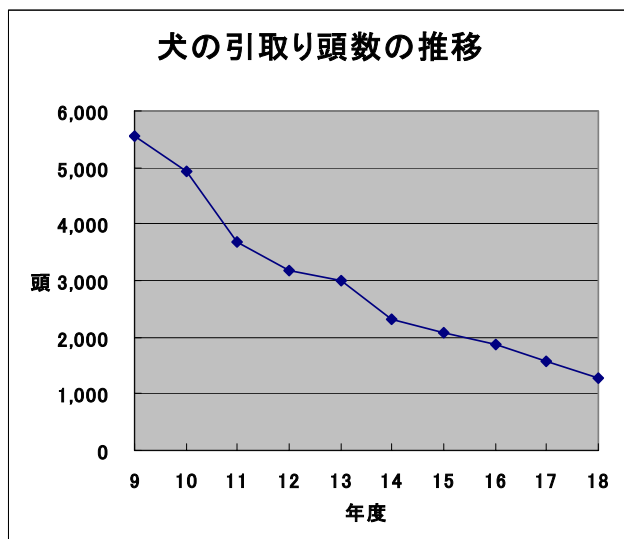
適切に管理できる数の動物を、動物の生涯に渡って適正に飼養することが、動物にとっても人にとっても一番好ましいと考えます。

これまででも、終生飼養等について普及啓発に力を入れてきましたが、依然として、引取りに出され、新しい飼い主が見つからず不幸にして殺処分される犬・ねこが多数存在しています。

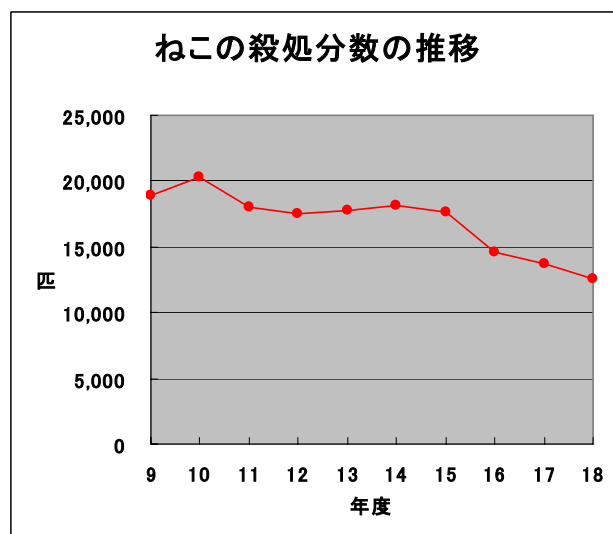
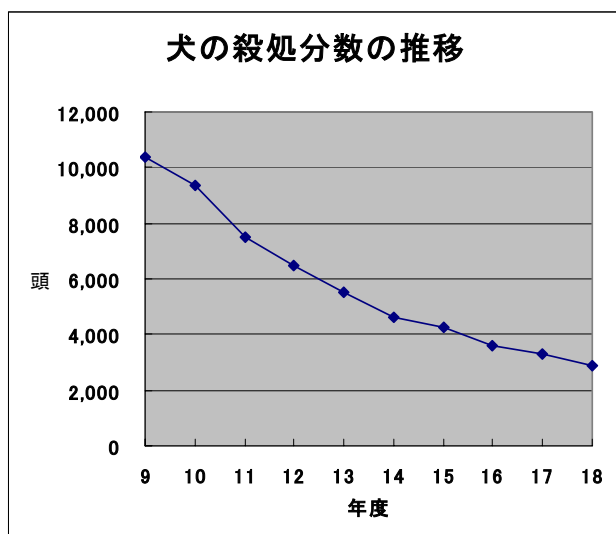
県内の犬・ねこの引取り数の推移をみると、犬では平成9年度の5,554頭から平成18年度の1,274頭へと四分の一に減少していますが、ねこについては平成9年度の18,876匹から平成18年度の12,173匹へと三分の二までの減少にとどまっています。また、殺処分数についても、犬では捕獲犬を含め平成9年度の10,375頭から2,878頭へと四分の一に減少していますが、ねこについては負傷ねこを含め平成9年度の18,891匹から平成18年度の12,621匹へと三分の二までの減少にとどまっています。

引取りに出されるのは、生まれて間もない子ねこであることが多く、これは、未だに、不妊去勢措置がとられていない屋外飼養ねこや、飼い主のいないねこによる屋外での繁殖が多いためと考えられます。

県内の犬・ねこの引取り数の推移



県内の犬・ねこの殺処分数の推移



○今後の方針

犬やねこを飼養しようとする人、既に飼養している人に対し、動物の終生飼養、遺棄禁止及び不妊去勢措置の徹底について広く啓発していきます。

特にねこについては、引取りに出される子ねこを少しでも減らすために、屋内飼養及び不妊去勢措置についてより一層の啓発を実施します。

また、飼い主からの引取り依頼に対しては、終生飼養の原則について説明の上、継続飼養が不可能な場合は、飼い主の責任として自ら新たな飼い主を探すよう指導します。また、引取りを依頼する理由が無駄吠えなどのしつけが原因の場合はしつけ教室を受けるよう、病気の場合は適切な治療を受けさせるよう指導を徹底します。さらに、引取り又は保護収容した犬・ねこについては、終生飼養されるよう適切な新しい飼い主への譲渡に努めます。

なお、現在、犬・ねこの引取りについては無料で実施していますが、安易な引取りを防止する観点から引取り手数料を徴収する自治体が増えています。しかしながら、有料化することで、手数料を徴収するのであれば引き取って当然だという考え方を持つ飼養者や犬・ねこの遺棄の増加も懸念されることから、有料化している自治体の状況等を調査した上で、引取り手数料の徴収について検討していきます。

○具体的取組

- ・ホームページや広報紙による啓発
- ・動物病院、ペットショップ等飼い主が利用する施設における啓発の促進
- ・犬・ねこの引取り時における啓発指導
- ・犬・ねこの家族さがし
- ・犬・ねこの譲渡時における啓発指導

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
取組内容 ・普及啓発 ・犬・ねこの家族さがし	→					
・動物病院・ペットショップ等における啓発	← 調整 →		普及啓発 →			

○数値目標

- ・犬・ねこの引取り数を平成18年度の数から10年後に50%にします。
- ・犬・ねこの殺処分数を平成18年度の数から10年後に50%にします。

アクション5 周辺環境への迷惑防止の徹底

○現状・課題

犬の鳴き声や散歩時における糞の放置、屋外飼養のねこによる庭や畑への糞・尿の苦情など、動物に係る近隣住民間のトラブルが発生しています。

動物を飼っている人と飼っていない人とのトラブルを避けるためには、飼い主の責任として他人に迷惑がかからないよう動物を適正に飼養することが大切です。

また、多頭飼育は、鳴き声や悪臭などペット公害とまで言われるほど、深刻な問題に発展するケースもあります。

本県においても多頭飼育による問題の発生が過去に認められています。

○今後の方針

散歩時のマナーの遵守、鳴き声による迷惑防止などの犬のしつけや、ねこの屋内飼養など、動物の適正飼養について広く啓発していきます。

特に、ねこについては、近隣住民とのトラブルが屋外飼養に由来することが多いことから、屋内飼養の利点に関する周知も含め啓発の徹底を図ります。

また、多頭飼育問題が発生した場合は、近隣住民の方々、関係市町村、愛護団体及び関係事業者団体と連携を図りながら適切に対応していきます。

なお、多頭飼育問題に適切に対応するため、処理マニュアルの作成について検討していきます。

○具体的取組

- ・ ホームページや広報紙による啓発
- ・ 動物病院、ペットショップ等飼い主が利用する施設における啓発の促進
- ・ 動物の適正飼養に関する電話相談
- ・ 犬のしつけ教室の実施、問題犬に対する矯正相談
- ・ 優良家庭犬育成教室の実施
- ・ 多頭飼育問題処理マニュアルの作成検討

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25 以降～
取組内容 ・ 普及啓発 ・ 電話相談 ・ しつけ教室 ・ 優良家庭犬育成教室						
・ 動物病院・ペットショップ等における啓発	調整		普及啓発			
・ 多頭飼育問題処理マニュアルの作成検討	実態調査・事例検討			マニュアル作成・普及		

アクション6 特定動物の適正飼養の徹底

○現状・課題

動物愛護管理法の規定により、トラ、ニホンザル、タカ、ワニ、ヘビなどの人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれがある動物として同法の政令で定める動物（特定動物）を飼養又は保管する場合には、知事等の許可が必要であり、逸走を防止できる構造・規模の飼養施設における飼養や、所有者を明らかにするため、マイクロチップ等による個体識別措置が義務付けられています。

特定動物の飼養に当たっては、人に危害を及ぼさないよう、飼い主に細心の注意が要求され、趣味の範囲で飼養する場合においても、法令の厳格な遵守はもとより、他人に与える影響を十分に考慮して適正に管理しなければなりません。

県内の特定動物飼養許可頭数（平成19年3月末現在）

総計		綱	哺乳綱										爬虫綱					
			霊長目				食肉目		長鼻目	奇蹄目	偶蹄目		かめ目	とがげ目		わに目		
飼養箇所数	合計頭数	科	おまきぞる科	おながざる科	てながざる科	ひと科	くま科	ねこ科	ぞう科	さい科	かば科	きりん科	かみつしがめ科	どくとがげ科	ボア科	コブラ科	アリゲーター科	クロコダイル科
			22	1,231	頭数	27	1,071	24	32	9	7	1	3	3	1	14	6	23

※ 動物愛護管理法改正以前に、動物愛護管理条例に基づき許可を受けていたものについては平成19年5月末まで経過措置が適用されるため、平成19年3月末の許可頭数に含まれていないものがある。

○今後の方針

特定動物をこれから飼養しようとする人、既に飼養している人に対し、特定動物の適正飼養について広く啓発・指導していきます。

また、許可施設に対する立ち入り検査と指導の強化を行い、特定動物の逸走・危害発生等の事故防止を図ります。

特定動物の無許可飼養については、飼養施設の不備、飼い主責任の自覚の不足等、事故発生の危険性が非常に高いものであるため、警察等の関係機関と連携して監視を強化し、摘発に努めます。

○具体的取組

- ・ホームページや広報紙による啓発
- ・ペットショップにおける啓発の促進
- ・特定動物飼養施設に対する立ち入り検査・指導
- ・関係事業者団体、愛護団体、警察、関係自治体等との連携による無許可の業者及び飼養者の摘発

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
取組内容 ・普及啓発 ・立ち入り検査・指導 ・無許可業者・飼養者の摘発	→					
・ペットショップにおける啓発	← 調整 →		普及啓発 →			

視点Ⅱ 動物取扱業者の責務の徹底

ペットショップ等の動物取扱業者は、動物愛護管理法に基づき登録が必要であり、法令等に定められた施設や動物の取扱いの基準を遵守しなければなりません。

本県では、以前から条例に基づき動物取扱業の登録制度を実施していましたが、平成18年6月の動物愛護管理法の改正施行により、法に基づく登録制度の導入、インターネット販売等の施設を持たない業種等規制対象の追加及び新たな登録・遵守基準の設定が行われました。

動物取扱業者は、動物を飼養しようとする人々にとって最初の窓口になることが多く、適切な動物の飼養管理はもとより、動物の購入者に対し、安易な飼養はすべきでない旨、遺棄の禁止など関係法令の遵守、終生飼養の原則、不妊去勢措置の方法等について、事前に説明する義務があります。

しかしながら、不適切な動物の管理による悪臭や鳴き声、販売後の購入者とのトラブル等の苦情が寄せられることがあります。

動物取扱業における業務の適正化を目指すため、登録に際しては、法に基づき厳格に審査するとともに、登録後は飼養施設等に対し定期的に立ち入り検査を実施します。

また、事業所ごとに選任が義務付けられている動物取扱責任者に対する研修（動物取扱責任者研修）を開催し、動物取扱業者における法令やモラルの遵守を促進します。

なお、他の動物取扱業者の模範となるべく、優良な業者に対する表彰制度について関係団体と調整しながら創設を目指していきます。

アクション1 動物取扱業者の登録及び無登録業者の摘発

○現状・課題

動物愛護管理法の規定により哺乳類・鳥類・爬虫類を販売、保管、貸出し、訓練、展示を業として行う場合は、動物取扱業者として知事等の登録を受けなければなりません。

平成18年度末の動物取扱業者の登録件数は1,660件ですが、今後もペットブームを反映し増加することが予想されます。

登録業者は、登録を受けた業者であることが一般の人にも分かるように、登録番号等を記載した標識を事業所ごとに掲示しなければならず、インターネット上の広告も含めた全ての広告について登録番号等の記載が義務付けられています。しかしながら、これらの義務を遵守していない業者が一部認められ、また、登録制度そのものについてよく知らない県民も多く存在し、周知・啓発がまだ不十分と言えます。

県内の動物取扱業登録件数（平成19年3月末現在）

総事業所数	動物取扱業登録業種別内訳					
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	業種別合計
1,310	1,027	489	14	75	55	1,660

※ 動物愛護管理法改正以前に、動物愛護管理条例に基づき登録していたものについては平成19年5月末まで経過措置が適用されるため、平成19年3月末の登録数に含まれていないものがある。

○今後の方針

動物取扱業の登録制度について広く周知するとともに、登録に際しては、法令の遵守、購入者に対する事前説明責任、標識の掲示、広告における規制等について確実に指導します。

特に、一般県民に対しては、動物取扱業者の登録制度の周知を進めるとともに、動物取扱業者を利用する際には、標識等により、登録を受けている業者であることを確認するようあわせて啓発していきます。

また、関係事業者団体、愛護団体、警察等と連携して無登録業者の摘発に努め、発見した場合は厳正に対処します。

○具体的取組

- ・ ホームページや広報紙による啓発
- ・ 登録時における指導の徹底
- ・ 関係事業者団体、愛護団体、警察等との連携による無登録業者の摘発

取組内容	年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発 ・ 指導の徹底 ・ 無登録業者の摘発 							→

アクション2 動物取扱業者に対する監視指導の実施

○現状・課題

動物愛護管理法に基づき、動物取扱業者は、飼養施設や設備等の種類・構造及び規模等の基準、飼養施設や設備の管理の基準、動物の管理方法等の基準を遵守する必要があります。

動物取扱業者は、多数の動物を専門的に取り扱うため、これらの基準が遵守されない場合、動物虐待、周辺環境の公衆衛生上の問題による付近住民とのトラブル、販売後のトラブル等が起きる可能性があります。


○今後の方針

動物取扱業者に対し、定期的な立ち入り検査を実施するとともに、苦情等があった場合は、随時立ち入り検査を実施し、法令遵守及び適正管理について指導します。

なお、基準に適合しないと認められる場合は、指導や改善勧告等を行い、さらに悪質な業者に対しては、登録の取消しや告発等により厳正に対処します。

○具体的取組

- ・動物取扱業者に対する立ち入り検査・指導

取組内容 \ 年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25 以降～
・立ち入り検査・指導						

アクション3 動物取扱責任者に対する研修会の実施

○現状・課題

動物愛護管理法の規定により「動物取扱業者は、自らの業務を適正に実施するため事業所ごとに専属の動物取扱責任者を選任し、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（業務に必要な知識及び能力に関する研修）を受けさせねばならない。」と規定されています。

動物取扱責任者には、事業所の全ての職員に対し、動物取扱責任者研修で得た知識及び技術に関する指導を行う能力が求められています。

○今後の方針

動物取扱責任者に対する動物取扱責任者研修を実施し、関係法令、適正な動物の取扱い、感染症対策等最新の情報を提供していきます。また、研修終了後に、受講者に対し研修の内容についてアンケート等を実施し、研修内容の充実を図っていきます。また、研修受講の機会の増加に努めます。

動物由来感染症の発生等緊急に対応が必要な事態が発生した場合は、業界団体の協力を得て、動物取扱業者に対しチラシの配布など、必要な情報の迅速な提供に努めます。

○具体的取組

- ・動物取扱責任者に対する研修の実施
- ・動物取扱責任者研修後の受講者に対するアンケート等の実施による研修内容の充実
- ・他の自治体が実施する動物取扱責任者研修の認定
- ・関係事業者団体等との連携による連絡網の整備
- ・緊急時における動物取扱業者に対する情報提供

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
取組内容 ・動物取扱責任者研修の実施 ・研修内容の充実	→					
・他の自治体が実施する動物取扱責任者研修の認定	内容調査・認定 →					
・連絡網の整備 ・緊急時における情報提供	← 連絡網の整備 →		緊急情報提供 →			

アクション4 動物取扱優良業者の表彰制度の創設

○現状・課題

動物取扱業者の模範となるべき優良な業者に対する表彰制度を創設することは、動物取扱業者全体の資質の向上につながるとともに、動物の購入者にとって業者選択の一つの目安になると考えます。

優良な業者であると認定するためには、長期に渡る適切な業の実施が必要ですが、動物愛護管理法に基づく動物取扱業の登録制度は、平成18年6月に施行されたところであり、現状では動物取扱優良業者の表彰制度の創設には至っていません。

○今後の方針

関係事業者団体と連携し、認定基準の制定等動物取扱優良業者の表彰制度の創設に向けて取組を推進していきます。

○具体的取組

- ・動物取扱優良業者表彰制度創設等を目指した検討会の設置

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
取組内容						
・動物取扱優良業者表彰制度創設等を目指した検討会の設置	← 検討会の設置 →			← 表彰制度の創設 →		→ 制度の運用 →

視点Ⅲ 関係機関等との協働

動物愛護に係る問題は、多様で複雑化しており、動物愛護施策を推進していくには、県内各市町村や民間団体等の関係機関がそれぞれの特性を生かした上で、互いに連携して協働していくことが必要不可欠です。

県内各市町村や関係団体などの関係者との更なる連携を促進するとともに、動物愛護推進員制度や動物愛護推進協議会の創設を視野に見据えた取組を推進していきます。

アクション1 市町村における取組への支援

○現状・課題

平成12年4月から狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病の予防注射に関する事務が市町村の事務となり、各市町村において集合注射を実施しています。

また、動物に関する住民間のトラブルについては、市町村が窓口になることが多いことから、県を含め連携して対応しています。

動物愛護管理に関する問題の多くは地域社会に密着したものであり、地域の実情に応じたきめ細かな取組が求められています。

○今後の方針

犬の登録・狂犬病予防注射の実施、犬の放し飼いの禁止、犬等の適正飼養について、市町村と協力しながら推進していきます。

また、市町村が地域の実情に合わせた動物愛護に関する取組を実施する場合は、積極的に専門的・技術的支援を行っていきます。

○具体的取組

- ・市町村の関係職員を対象とした動物愛護担当者連絡会議の開催
- ・市町村が実施する動物愛護に関する取組に対する助言
- ・市町村窓口で活用できる動物愛護普及啓発資材の提供

取組内容	年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護担当者連絡会議の開催 ・取組に関する助言 ・普及啓発資材の提供 		→					

アクション2 地元獣医師会等との連携

○現状・課題

犬・ねこ等の動物の飼い主に対して、関係法令の遵守及び動物の適正飼養について啓発する最適な場所として、動物病院があげられます。

動物病院で受診する際に、犬の登録や狂犬病予防注射の実施状況の確認、不妊去勢措置の実施等を啓発することは、飼い主の責務を自覚してもらう上で非常に有効な手段と考えます。

動物に関する専門知識を有し、飼い主に信頼されている開業獣医師の果たす役割は、大変大きいものがあります。

○今後の方針

地元の獣医師会等と連携して、犬の登録、狂犬病予防注射に関する啓発、動物の終生飼養や不妊去勢措置などの推進について、飼い主に周知していきます。

○具体的取組

- ・ 地元獣医師会等への啓発用資材等の配布
- ・ 獣医師会発行機関紙を通した情報提供

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25 以降～
取組内容 ・ 獣医師会等への啓発用資材等の配布	啓発用資材の作成・配布					
・ 獣医師会発行機関紙を通した情報提供	獣医師会との調整		情報提供			

アクション3 動物取扱業関係団体との連携

○現状・課題

昨今のペットブームを反映して、動物取扱業者の登録数は年々増加しています。しかしながら、経営規模や取扱動物種は業者によって様々であり、個人的な経験や知識に基づいて事業を行っている業者も多く、不適切な動物の取扱等により苦情が寄せられることもあります。

こういった不適切な業者をなくしていくため、動物取扱業者等の関係事業者団体には、動物の飼養管理方法、施設の衛生管理、従業員教育等の標準化を進めることにより、業界全体の資質向上を図っていくことが求められます。

また、動物取扱業者には、動物を販売した者の責務として、動物の飼い主に対し、動物の適正飼養・終生飼養・法令遵守等の飼い主責任について啓発していく義務があります。

飼い主と業界が、それぞれその責務を果たしていくことで、動物愛護の精神が広く県民の間に浸透することが可能となります。

○今後の方針

関係事業者団体と連携して、動物取扱業者の資質の向上を図るとともに、飼い主の責務の徹底について周知していきます。

○具体的取組

- ・ 関係事業者団体による業種別、取扱動物種別等の自主管理マニュアルの作成支援
- ・ 動物の飼い主に対して動物販売時に配布する適正飼養等啓発パンフレットの作成支援

取組内容	年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係事業者団体による業種別等の自主管理マニュアルの作成支援 ・ 動物販売時に配布する適正飼養等啓発パンフレットの作成支援 							
		← 関係事業者団体との調整 →				← 作成支援 →	

アクション4 動物愛護団体との連携

○現状・課題

動物の愛護及び適正な管理の推進において、専門分野に精通し、行政とは異なった角度から動物愛護事業の展開が可能な動物愛護団体の役割は大変大きいものがあります。

また、動物愛護団体は、地域に密着した細やかで幅広い情報を有していることから、行政と県民との架け橋としての役割も期待されます。

県内には、犬・ねこの譲渡事業や適正飼養の啓発活動を行う個人、団体が複数存在しており、こうした活動をさらに促進すること、また、行政と愛護団体が連携して事業を展開していくことで、大きな成果をあげることが可能です。

○今後の方針

動物愛護活動の担い手となり、行政と県民との架け橋となるような動物愛護団体（ボランティア）の育成を目指します。

犬及びねこの譲渡、しつけ教室等の事業について趣旨に賛同する各種愛護団体と協働実施するなど事業内容の充実を図ります。

○具体的取組

- ・動物愛護事業へのボランティア参加の呼びかけ、参加ボランティアに対する知識及び技術等の研修の実施
- ・犬・ねこの譲渡、しつけ教室等事業の趣旨に賛同する各種愛護団体との協働実施

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
取組内容 ・動物愛護事業へのボランティア参加の呼びかけ、参加ボランティアに対する研修の実施	← 実態調査 →		参加呼びかけ、研修 →			
・犬・ねこの譲渡、しつけ教室等事業の趣旨に賛同する各種愛護団体との協働実施	→					

アクション5 動物愛護推進員制度の創設・動物愛護推進協議会の設置

○現状・課題

動物愛護管理法の規定により、都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができ、また、その委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるかとされています。

これまで、県内においては、動物愛護推進員の委嘱は行っていませんが、動物愛護活動を行う個人やグループが複数存在しており、譲渡事業や適正飼養の啓発活動等を行っています。こうした活動をさらに促進するため、動物愛護推進員を委嘱し、協働して事業に取り組んでいく必要があります。

また、動物愛護推進協議会は設置していませんが、今回、愛知県動物愛護管理推進計画の策定に当たり、多様な意見、情報及び専門知識を把握するとともに、必要に応じて計画に反映させるために、獣医師会、関係団体、学識経験者及び県内行政機関（県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市）で構成する愛知県動物愛護管理推進計画策定検討委員会を開催しました。今後、このような動物愛護を推進する関係機関が意見交換する機会を設けるなど、動物愛護事業の施策等に関する協議と進行管理を行うために、動物愛護推進協議会の設置に取り組んでいく必要があります。

○今後の方針

動物愛護推進員の委嘱を始めとした動物愛護事業を推進するため、地元獣医師会、愛護団体、関係事業者団体、学識経験者等の関係者と連携し、動物愛護推進協議会の設置に向けて取り組んでいきます。

○具体的取組

- ・動物愛護推進協議会の設置、動物愛護推進員制度の創設に向けた検討会の開催

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25 以降～
取組内容						
・動物愛護推進協議会の設置、動物愛護推進員制度の創設に向けた検討会の開催	← 検討会の開催 →			協議会の設置・愛護推進員制度創設 →		

視点Ⅳ 県民の動物に対する理解の促進

動物については、好き嫌いの感情が大きく作用するため、動物との共生について考える時は、それぞれの考え方を押し付けるのではなく、互いの立場や考え方を理解した上で、人と動物が共生できる社会を育むために、やるべきこと、出来ることを考え実行することが大切です。

具体的には、飼い主のいないねこ対策として、地域の理解と協力が求められています。また、集合住宅におけるトラブルを避けるためには、しっかりとしたルール作りが必要です。

所有者のいないねこの適正管理マニュアル及び集合住宅等での飼育管理マニュアルを作成するなどして、地域における動物による迷惑防止対策を推進し、県民の皆様の動物に対する理解が深まるように努めていきます。

アクション1 所有者のいないねこ問題への取組

○現状・課題

飼いねこについては、飼い主に対し、疾病予防や交通事故防止及び地域に対する迷惑防止の観点から、屋内飼養を推奨し啓発していますが、無責任な餌やり等により地域に根付いた所有者のいないねこについては、責任の所在が明らかでなく、その対策に苦慮しているのが現状です。

所有者のいないねこ問題の対策として、現在注目されているのが「地域ねこ活動」です。

地域ねこ活動とは、所有者のいないねこの数を増やさないために、不妊去勢手術をした上で、寿命を全うするまで適切に飼養管理するという、地域の人々の合意と協力のもとで共同飼養する活動のことで、この共同飼養の主体の多くが、地域のボランティア団体等であることが知られています。

○今後の方針

所有者のいないねこ問題は、住民感情を反映した地域全体に根付いた問題であることが多く、その解決について行政側が一方向的に働きかけるよりも、地域住民が主体となって進める方が地域全体の理解と協力が得やすいと考えます。

地域ねこ活動等の所有者のいないねこ問題解決において重要なことは、地域全体の合意と協力、ボランティア団体による活動支援、飼養に関する一定のルール作りであり、所有者のいないねこ対策として、地域住民や動物愛護ボランティアなど各種団体の協力を得て、所有者のいないねこの適正管理マニュアルを作成し、人と動物との共生について理解が得られるよう努めてまいります。

また、所有者のいないねこに対し管理意識が無く、ただかわいいとか可哀想だと言った理由だけで餌を与える行為は、付近住民とのトラブルの原因となることが多く、また、所有者のいないねこ対策を実施するにあたり一番重要となる地域全体の理解・合意形成の障害となります。こうしたことを防止するため、餌を与える行為の責任と自覚を促すチラシ等を作成し、市町村の自治会等に配布し啓発を行ってまいります。

○具体的取組

- ・ホームページ、チラシ等によるねこの屋内飼養、遺棄禁止、不妊去勢措置等の実施の普及啓発
- ・所有者のいないねこ問題に実際に取り組み、成果をあげている事例を参考に、所有者のいないねこの適正管理マニュアルの作成
- ・所有者のいないねこに対する不適切な餌やりを防止するためのチラシの作成及び自治会等への配布

取組内容 \ 年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
・普及啓発	資料の作成・配布			→		
・所有者のいないねこの適正管理マニュアルの作成	← 実態調査・事例検討		→		マニュアルの作成、配布 →	

アクション2 集合住宅等における動物の飼養管理マニュアルの作成

○現状・課題

近年のペットブームを反映し、ペットの飼養が可能なアパート・マンションが増加してきており、また、これら集合住宅におけるマナーの向上についての関心も高くなってきています。ペットの飼養管理に関して独自にマニュアルを作成し、実際に運用している集合住宅も一部ありますが、集合住宅において動物を飼っている人と飼っていない人との間でのトラブルによる苦情も多く寄せられています。

○今後の方針

個々の集合住宅によって、抱える問題や実情は様々であり、必要とするマニュアルは異なると思いますが、アパート・マンションにおけるペットの飼養管理に関するガイドラインの一つとして、集合住宅等における動物の飼養管理マニュアルを作成していきます。

○具体的取組

- ・ 集合住宅等における動物の飼養管理マニュアルの作成及び利用の促進
- ・ 個々の集合住宅における独自のマニュアル作りに対する助言

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25 以降～
取組内容 ・ 集合住宅等における動物の飼養管理マニュアルの作成・利用促進 ・ 個々の集合住宅における独自マニュアル作成支援	← 実態調査・事例検討 →			← マニュアルの作成、配布 個別マニュアル作成支援 →		

視点Ⅴ 動物と行う社会活動の推進

動物とふれあうことは、幼少期の情操教育に有効であり、高齢者の心の癒しや身体のリハビリにも有益であることが知られていることから、子供たちを対象に動物ふれあい教室等を実施するとともに、こうしたふれあい活動や動物介在活動（ ）等に適した動物を育成します。

動物介在活動

高齢者等を対象として、コミュニケーションの活発化などを期待して行う動物とのふれあい活動のことであり、獣医師・ボランティアなどが犬やねこなどの動物を連れて、老人保健施設など各種福祉施設を訪問し、ふれあいの場を設け、入所者に対して「癒し」の効果と「リハビリテーション」の効果期待する活動などをいう。

アクション1 動物ふれあい教室の実施

○現状・課題

幼少期に動物とふれあうことにより、動物を愛する気持ちを育み、動物は人と同じ生きものであると実感することで生命尊重の心が芽生えます。

○今後の方針

社会復帰犬（譲渡対象犬）として飼養している犬と園児とのふれあいなどを行う動物ふれあい教室を実施することにより、幼少期における動物愛護に対する心の発達を促します。

○具体的取組

- ・動物ふれあい教室の実施

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
取組内容 ・動物ふれあい教室の実施	—————→					

アクション2 小中学校における普及啓発の推進

○現状・課題

動物愛護の精神を広く普及するために、次世代を担う子供たちに動物愛護について普及啓発していくことは重要なことです。

子供たちに動物愛護や動物適正飼養を教育するため、うさぎ、鶏等の動物を飼養している学校もありますが、学校教諭は動物の専門家ではないため、現場で飼養方法に苦慮することもあり、一部不適切な飼養による動物の病気等の問題が生じています。

○今後の方針

子供たちが実際に動物とふれあい、動物愛護の現状について知り、命の大切さを体験しながら動物愛護や適正飼養について学習する場を提供するため、小中学校の総合学習の一環として、関連施設の見学や職場体験学習の受け入れを積極的に行います。

また、学校飼育動物の適正化を図るため、飼養担当教諭や児童・生徒を対象とした講習会の開催等、学校における動物飼養に関する支援について検討します。

○具体的取組

- ・総合学習の受入れの拡大
- ・対象学年別のカリキュラム・プログラムの導入
- ・地元獣医師会と連携した学校飼育動物の飼養担当教諭及び児童・生徒を対象とした講習会の開催等の検討

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
取組内容						
・総合学習の受入れ拡大	→					
・対象学年別のカリキュラム・プログラムの導入	← 検討 →			← 導入 →		
・獣医師会と連携した講習会の開催等の検討	← 獣医師会との調整 →			← 講習会の開催 →		

アクション3 動物愛護週間行事の実施

○現状・課題

動物愛護管理法の規定により、毎年9月20日から26日は動物愛護週間と定められています。

動物愛護週間においては、毎年、関係団体と協力して動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発のため各種行事を実施していますが、年々行事が固定化し参加者数についても横這い傾向にあるのが現状です。

○今後の方針

動物愛護週間行事のあり方について、関係自治体及び関係団体と連携しながら検討していきます。

○具体的取組

- ・本計画の趣旨に沿った動物愛護週間行事の検討・実施

取組内容 \ 年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
・動物愛護週間行事の 検討・実施						

アクション4 動物介在活動等への支援

○現状・課題

動物とのふれあいを通じて癒しやすさを与えたり、幼い頃から動物とふれあうことで、子供たちに動物を愛する心を育てたりすることを目的として、動物愛護団体等による動物ふれあい活動が盛んに行われています。

また、最近では、心身に疾患や障害を持っている人や高齢者に対し、動物とのふれあいを通じて癒しやりハビリテーションの効果が期待できると言われている動物介在活動が注目されています。

しかしながら、こうしたふれあい活動や動物介在活動で活躍する動物には、適性及び訓練の実施が必要であり、不向きな動物を用いることは動物自身のストレスになり、また、動物による事故の発生にもつながりかねません。

引取り及び保護収容した犬・ねこに対し必要なしつけをした上で新しい飼い主を探す譲渡事業を実施していますが、こうした過程でふれあい活動や動物介在活動に適した動物を判定することができます。

現在、県においては引取り及び保護収容した犬のうち適性があると判定されたものに対して、専門的かつ高度な訓練を行い、動物介在活動を行う支援犬として育成し、動物介在活動を実施しているボランティア団体に譲渡しています。

○今後の方針

動物ふれあい活動や動物介在活動等を行っている民間のボランティア団体に、活動に適した動物を譲渡することなどにより、その活動を支援していきます。

○具体的取組

- ・動物介在活動等に適した動物の育成、譲渡
- ・優良家庭動物の育成、譲渡

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25 以降～
取組内容 ・活動に適した動物の育成・譲渡 ・優良家庭動物の育成・譲渡						

視点VI 危機管理対応

国際化の進展により、海外から狂犬病を始めとした動物由来感染症の侵入が危惧されています。

また、近年、異常気象による台風の大型化や東海地震の発生予測などにより、自然災害の発生に伴う家庭動物等の保護収容に関する対策の必要性が高まっています。

獣医師会及び関係団体と連携し、狂犬病予防とそのまん延防止、災害時における対策を中心に、適切な危機管理が実施できるよう体制を整備していきます。

アクション1 狂犬病発生時における対応

○現状・課題

狂犬病が発生した場合、迅速な感染拡大防止措置をとる必要があります。このため、平常時から、人への主な感染源となる犬の登録状況や、狂犬病予防注射接種状況について把握するとともに、発生時の緊急体制を整備しておくことが重要です。

県では、県内において狂犬病が発生した場合の各関係機関の基本的な措置を規定した「動物における狂犬病発生対策措置要領」を平成19年3月26日に策定しました。

○今後の方針

狂犬病発生時における緊急対応体制の整備・強化、海外を含めた狂犬病に関する情報の収集を行うとともに、市町村、獣医師会、警察等関係機関と連携し、狂犬病の予防とまん延防止措置を図っていきます。

また、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の必要性について、一般飼養者に対して啓発していくとともに、狂犬病発生時における必要以上のパニックを防止するため、狂犬病に関する正しい知識について、積極的に情報を提供していきます。

○具体的取組

- ・感染動物の取扱い方法、消毒等に関するマニュアルの作成
- ・ホームページによる情報提供（登録・注射の啓発、疫学情報）
- ・パンフレット、ポスター等による情報提供（登録・注射の啓発、疫学情報）
- ・市町村の狂犬病予防担当者を対象とした狂犬病予防連絡会議の開催

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
取組内容 ・情報提供 ・狂犬病予防連絡会議 の開催	→					
・感染動物の取扱等マ ニュアルの作成	←		作成	→		
					普及啓発	

アクション2 動物由来感染症に対する取組

○現状・課題

日本は全体として温帯に位置しており、熱帯・亜熱帯地域に多い動物由来感染症がほとんどなく、また、島国であるため周囲からの感染動物などの侵入が限られていることから、動物由来感染症は比較的少ないと言われています。

しかしながら、世界では従来知られていなかった感染症が相次いで発見され、その多くが動物由来であることが分かってきました。

人が世界中を行き交い、また、多くの動物が輸入されている今日、国内においてこれまで発生が認められなかった動物由来感染症が発生する可能性が高まっています。

○今後の方針

動物由来感染症に関する知識について、動物の飼い主や動物取扱業者に対して広く啓発していきます。

また、地元獣医師会の協力のもと県内の飼養動物等における動物由来感染症の把握に努めるとともに、国内外における動物由来感染症の発生動向の把握に努め、必要に応じて関係者や県民に対し迅速に情報提供していきます。

○具体的取組

- ・ ホームページや広報紙による啓発
- ・ 動物病院、ペットショップ等飼い主が利用する施設における啓発の促進
- ・ 獣医師会の協力による動物由来感染症の発生動向情報の提供

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
取組内容						
・ 普及啓発	→					
・ 動物病院・ペットショップ等における啓発	← 調整 →		普及啓発 →			
・ 獣医師会の協力による動物由来感染症の発生動向情報の提供	← 獣医師会との調整 →			情報提供 →		

アクション3 災害発生時における対応

○現状・課題

近年、地震などの災害による被災地において、住民、行政、獣医師会、動物愛護団体などにより、動物の保護収容が行われています。また、動物は、その動物を大切に思う飼い主が避難所で生活する際などの心の支えになっています。東海地震などの発生が危惧されるこの地域においても、災害発生時における動物の保護収容が、危険な動物による人への危害防止及び動物の愛護の観点から、円滑に行われる必要があります。また、災害発生時における県内の関係機関の連携はもとより、広域的な災害発生時における県外の関係機関との連携を進めていくことが重要です。

現在、県及び県内自治体においては、災害対策基本法に基づき地域防災計画などを定め、動物の保護収容の仕組み・ルール作りを進めています。

県では、内閣府中央防災会議が平成17年度の「防災基本計画」において、「災害時における動物の管理等」を「地域防災計画」において重点をおくべき事項として規定したことを受けて、「愛知県地域防災計画」に被災動物対策及び避難所におけるペット対策を平成18年度に盛り込んだところです。

また、被災動物対策として、愛知県獣医師会、愛知県動物保護管理協会、愛知県で構成される愛知県被災動物対策連絡協議会を立ち上げ、大規模地震等の災害発生時における動物の保護や、適正飼養に関し必要な事項を定めた「愛知県被災動物対策要綱」を平成18年10月20日に策定しました。

災害発生時には、避難所にペットを連れて避難する人も想定されます。避難所の運営は、設置する市町村が行うことになっており、「愛知県地域防災計画」においても「避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼養場所や飼養ルールを飼養者及び避難者へ周知・徹底を図る。」と規定されています。しかしながら、同行避難を想定し、対応マニュアルを作成している市町村は少なく、その策定が求められています。

また、飼い主も、同行避難した場合に避難所で他人に迷惑をかけないように、普段からペットに対して基本的なしつけを行うとともに、同行避難に必要な物品の備えをしておくことが必要です。

このように、災害時の対策を整備するとともに、平常時から災害発生に備えた動物救護対策を講じていく必要があります。

○今後の方針

被災時における動物の保護収容の仕組み・ルール作り及び関係機関との連携を進めます。

○具体的取組

- ・各市町村における同行避難を想定した避難所ペット飼養マニュアル策定に対する支援
- ・チラシ、ホームページ等による飼養者、動物取扱業者に対する災害時対策の周知
- ・県内外の関係機関との連携体制の検討・整備

取組内容 \ 年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
・避難所ペット飼養マニュアル策定に対する支援		市町村との調整			策定支援	
・災害対策の周知		内容の検討			普及啓発	
・関係機関との連携体制の検討・整備		検討・整備		運用		

視点Ⅶ 実験動物及び産業動物に対する取組

実験動物や産業動物として動物を利用することは、人間が生活していく上で必要です。

動物愛護管理法における「動物愛護」とは、動物を殺すことや利用することを否定するものではありませんが、動物を利用する以上、その命に敬意を表し、できるだけ大切に扱うことが大切です。

実験動物や産業動物の分野においても動物愛護に関する取組が推進されるよう努めていきます。

アクション1 実験動物取扱施設に対する確認指導の実施

○現状・課題

実験動物とは、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の用その他の科学上の利用に供するために、研究施設等で飼養等している動物のことです。実験動物の飼養・保管施設は動物取扱業には該当しませんが、その取扱いにおいていわゆる「3Rの原則」等に配慮するよう努めなければならないと動物愛護管理法に定められています。

また、実験動物の飼養保管方法、苦痛軽減方法、安楽殺処分方法を定めた「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」が示されており、この基準に基づき、実験動物の飼養等についてはその適正化を図る仕組みとなっています。

3Rの原則

- ・苦痛の軽減（Refinement）
- ・代替法の活用（Replacement）
- ・使用数の削減（Reduction）

○今後の方針

大学、病院、研究機関などの実験動物取扱施設の飼養状況を把握するとともに、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の周知啓発を実施していきます。

○具体的取組

- ・アンケート等の実施による、実験動物取扱施設の飼養状況や基準遵守状況の把握
- ・関係機関との連携による実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の周知啓発の徹底

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
取組内容						
・実験動物取扱施設の飼養状況・基準遵守状況の把握 ・普及啓発	← 状況把握 →			← 普及啓発 →		

アクション2 産業動物飼養施設に対する確認指導の実施

○現状・課題

畜産等の利用に供する産業動物である牛、豚、鶏等の飼養・保管施設については、動物取扱業には該当しないものの、その取扱いについては動物愛護管理法に基づき「産業動物の飼養及び保管に関する基準」が示されています。

○今後の方針

畜産業者に対して、農林水産部局と連携を図り動物愛護管理法に基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の遵守について、普及啓発に努めます。

○具体的取組

- ・農林水産部局との連携による産業動物の管理者及び飼養者に対する普及啓発の推進

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (5年後)	H25以降～
取組内容						
・農林水産部局との連携による普及啓発	← 農林水産部局との調整 →			← 普及啓発 →		

資料

1 用語説明

	用語	説明
あ行	愛護動物	<p>動物の愛護及び管理に関する法律第44条第4項に定められている動物で、人の占有の有無に係らない牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひるの他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類または爬虫類に属するもの。</p> <p>愛護動物をみだりに殺したり、傷つけたり、虐待を行ったり、遺棄する行為は、同法で禁止されている。(罰則の対象行為である)</p>
	犬・ねこの引取り	<p>動物の愛護及び管理に関する法律第35条に基づき、飼い主のやむを得ない事情等により飼えなくなった犬・ねこ及び所有者の判明しない犬・ねこを保健所及びセンター等で引き取ること。</p>
	犬の狂犬病予防注射	<p>狂犬病予防法に基づき、生後91日以上以上の犬の飼い主には、飼っている犬に年に1回狂犬病の予防注射を受けさせることが義務付けられている。(予防注射を受けると、「注射済票」が交付される。)</p> <p>犬への予防注射によって、犬が狂犬病に感染することを予防し、ひいては人への感染拡大を防ぐことができる。</p>
	犬の登録	<p>狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主には、犬を飼い始めてから30日以内に市町村長に登録を申請することが義務付けられている。(登録すると「鑑札」が交付される。)</p> <p>登録によって、どこの地域に何頭の犬がいるのかを把握することができる。</p>
か行	家庭動物等	<p>愛がん動物(ペット)や伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭で飼われている動物や学校等で飼われている動物で、哺乳類、鳥類、爬虫類に属するもののこと。</p>
	鑑札	<p>狂犬病予防法に基づき、市町村に犬を登録した際に交付される登録を行ったという証明。</p> <p>交付された鑑札は、耐久性のある材料で造られており、犬に着けておくことが義務付けられている。</p>
	狂犬病	<p>動物由来感染症の一つで、犬を始め全ての哺乳類が感染するウイルス性の感染症。</p> <p>人は感染した動物に咬まれることにより感染することが多い。狂犬病を発症した場合は、治療法もなくほぼ100%死に至る。</p>

	用語	説明
か行	狂犬病予防注射接種率	犬の登録数のうち狂犬病の予防注射を接種した数の割合。 世界保健機構（WHO）によると、70%以上の犬に予防接種を行うことにより犬の狂犬病の流行を防止できるとされている。
	狂犬病予防法 （昭和25年法律第247号）	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的として制定された法律。犬の登録、犬の狂犬病予防注射の接種、犬の捕獲・返還等について規定している。
さ行	3Rの原則	国際的に普及・定着している動物実験及び実験動物の福祉の基本理念のことで、以下の3つの頭文字をとって3Rの原則という。 苦痛の軽減 Refinement 代替法の活用 Replacement 使用数の削減 Reduction
	産業動物	産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している哺乳類及び鳥類に属する動物のこと。一般的に家畜・家禽と呼ばれ、牛・豚・馬・めん羊・やぎ・鶏等が知られている。
	支援犬	愛知県において、保護したり収容したりした犬の中で適性のある犬に、動物介在活動を行なうため専門的な訓練を行い育成した犬。
	実験動物	実験等の科学上の使用のために、施設で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物のこと。代表的な実験動物種として、マウス、ラット、スナネズミ、ハムスター、モルモット、犬等が知られている。
	終生飼養	動物を、動物の生涯にわたって責任をもって飼うこと。
	所有者明示（個体識別）措置	動物の所有者が、その所有する動物が自分の動物であることを明らかにするための措置。飼い主の責任の所在を明らかにすることによって、動物の迷子や遺棄等を防止することを目的としている。 具体的には、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪・名札、鑑札、マイクロチップ、入れ墨、脚環等。
	措置命令	行政が、対象者に対して、何らかの行為（措置）を強制する行政処分の一つ。

	用語	説明
た行	地域ねこ	<p>特定の飼い主がおらず、地域に住みついているねこ（いわゆる野良ねこ）の数を増やさないために、不妊去勢措置を実施した上で、寿命を全うするまで地域の人々の合意と協力のもとで適正に飼養・管理されているねこのこと。</p> <p>特定の個人や不特定多数の人によって、ただ餌を与えられているだけのねこは、適切に管理されているとは言えず、地域ねこには含まれない。</p>
	注射済票	<p>狂犬病予防法に基づき、犬に狂犬病予防注射を接種すると交付される接種したという証明。</p> <p>交付された注射済票は、耐久性のある材料で造られており、犬に着けておくことが義務付けられている。</p>
	動物愛護週間	<p>動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、動物の愛護及び管理に関する法律第4条で定められた期間（9月20日から26日まで）のこと。</p>
	動物愛護推進員	<p>動物の愛護及び管理に関する法律第38条に基づき、地域における犬・ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうち、知事又は政令指定都市及び中核市の市長から委嘱を受けて、犬、ねこ等の動物の愛護と適正飼養の重要性などについて住民の理解を深める等の活動を行う者。</p>
	動物愛護推進協議会	<p>動物の愛護及び管理に関する法律第39条に基づき、都道府県等、獣医師会等の団体が組織する、その地域における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し協議を行うための協議会。</p>
	動物介在活動 (Animal-Assisted Activity)	<p>高齢者等を対象として、コミュニケーションの活発化などを期待して行う動物とのふれあい活動のことであり、獣医師・ボランティアなどが犬やねこなどの動物を連れて、老人保健施設など各種福祉施設を訪問し、ふれあいの場を設け、入所者に対して「癒し」の効果と「リハビリテーション」の効果などを期待する活動などをいう。</p>

	用語	説明
た行	動物取扱業	動物の販売、保管等を業として行うことをいう。動物の愛護及び管理に関する法律に基づき業を営もうとする者は、知事又は市長（名古屋市及び岡崎市）の登録を受けなければならない。事業所ごとに動物取扱責任者の選任義務がある。動物取扱業には次の5業種がある。
	販売	動物の小売や卸売りやそれらを目的に繁殖や輸出入を行う業。（取次ぎや代理を含む。） ペットショップ、ブリーダー、インターネット等による通信販売など。
	保管	保管を目的として顧客の動物を預かる業。 ペットホテル、ペットシッターなど。
	貸出し	愛がん、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業。 ペットレンタル業者、動物派遣業者など。
	訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業。 動物の訓練・調教業者など。
	展示	動物を見せる業。（動物とのふれあいの提供を含む。） 動物園、水族館、移動動物園、動物サーカスなど。
	動物取扱責任者	動物取扱業者に事業所ごとの選任が義務付けられている、業務を適正に実施するための責任者。専属の常勤職員であることが求められる。 資格要件として、半年以上の実務経験、1年以上の業に係る学歴、業に係る資格の所有のいずれかを満たす必要がある。
	動物取扱責任者研修	動物取扱責任者に、年に1回以上の受講が義務付けられている都道府県知事等が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修のこと。
	動物の愛護及び管理に関する条例	動物の適正な取扱いその他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物の健康・安全の保持、動物による人への危害防止、人と動物の共生等を目的とした条例。（県、名古屋市、豊橋市及び岡崎市がそれぞれ制定している。）
	動物の愛護及び管理に関する法律 （昭和48年法律第105号）	動物の愛護と動物の適正な管理（危害や迷惑の防止等）を目的とした法律。 動物の飼い主責任、動物取扱業の規制、周辺生活環境の保全、特定動物の飼養規制等について規定している。

	用語	説明
た行	動物の遺棄	動物を捨てること。愛護動物の遺棄行為は動物の愛護及び管理に関する法律で禁止されており、罰則（50万円以下の罰金）が規定されている。
	動物由来感染症	動物から人間へ感染する感染症のこと。 狂犬病、オウム病、エキノコックス症などが知られている。
	特定動物	トラ、ニホンザル、タカ、ワニ、マムシなど、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）で定められた動物のこと。 約650種が選定されており、特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、知事又は市長（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市）の許可が必要。
は行	不妊去勢措置	動物のみだりな繁殖を防止するために、動物に対して不妊手術・去勢手術を実施すること。
	放浪犬	綱や鎖等につながれず、徘徊している野犬や放し飼いの犬のこと。放浪犬とみなされると、動物の愛護及び管理に関する条例等に基づき捕獲される。
ま行	マイクロチップ	動物の個体識別措置等を目的とした電子標識器具のこと。直径約2mm×長さ約12mmの円筒形のガラスカプセルで、中に封入されているICチップに、15桁の固有番号が書き込まれている。 動物の皮下に注入し、専用の読み取り機（リーダー）でその番号を読み取る。

2 連絡先一覧

① 県の機関

機関名	連絡先	管轄区域
愛知県健康福祉部健康担当局 生活衛生課獣医衛生グループ	052-954-6298	
動物保護管理センター本所	0565-58-2323	瀬戸市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、三好町
動物保護管理センター尾張支所	0586-78-2595	一宮市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、豊山町、春日町、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村
動物保護管理センター知多支所	0569-21-5567	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
動物保護管理センター東三河支所	0532-33-3777	豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村、小坂井町

② 名古屋市の機関

機関名	連絡先	備考
名古屋市健康福祉局健康部 食品衛生課獣医務係	052-972-2649	(休日・時間外連絡先:052-251-4522)
千種保健所	052-753-1971	
東保健所	052-934-1212	
北保健所	052-917-6547	
西保健所	052-523-4612	
中村保健所	052-481-2216(代表)	
中保健所	052-251-4536	
昭和保健所	052-735-3959	
瑞穂保健所	052-837-3253	
熱田保健所	052-683-9678	
中川保健所	052-363-4457	
港保健所	052-651-6471(代表)	
南保健所	052-614-2811(代表)	
守山保健所	052-796-4617	
緑保健所	052-891-1411(代表)	
名東保健所	052-778-3107	
天白保健所	052-807-3907	
動物愛護センター	052-762-0380	

③ 中核市の機関

機関名	連絡先	備考
豊橋市保健所生活衛生課	0532-51-3639	動物取扱業に係る業務については、動物保護管理センター東三河支所が担当
岡崎市動物総合センター	0564-27-0444	
豊田市保健所保健衛生課	0565-34-6181	動物取扱業に係る業務については、動物保護管理センター本所が担当
〃 地域保健課	0565-62-0603	